

ケアハウス グリーンピア瀬戸内重要事項説明書

グリーンピア瀬戸内ケアハウスは、皆さんが安心して明るく楽しい充実した生活をおくっていただきための「住まい」でありたいと願っています

入居者はお互いに人格を尊重し、思いやりの心で助け合って仲良く楽しい日々をお過ごしください

《日常生活上の規律について》

- 1、ここは共同生活の場ですので、お互いに規律を守り、他人の迷惑になるような言動は慎んでください
- 2、外出、外泊は自由ですが、部屋の管理や防災上からも常時入居者の所在を把握しておく必要がありますので、その都度、外出、外泊届けに記入してください。(但し、2時間以内の外出は除く) やむを得ず門限時間以降の帰所になった時は宿直者に連絡を入れてください(門限は午後9時です)
- 3、外部からの来訪者があったときには、面会簿に記入してください
- 4、入居者以外の方は、施設長の承諾があれば宿泊することができます
- 5、次のような行為はしないでください
 - イ、ケンカ、暴力、中傷、口論、泥酔他、他人に迷惑を及ぼすこと
 - ロ、建物、備品、樹木等を破損すること
 - ハ、犬、猫、鳥等を飼育すること
 - ニ、無断で外出又は外泊をしたり、門限を守らないこと
 - ホ、施設内において特定の宗教活動や政治活動を行うこと
 - ヘ、無断で他人の居室に入ること
 - ト、入居者間で金銭の貸借をすること
 - チ、ベランダに障害となるものを置くこと
 - リ、その他共同生活に甚だしく支障を及ぼすこと

6、居室

- イ、居室内は常に清潔に心がけ、環境衛生に留意し気持ちよく生活できるよう努めてください
- ロ、入居後は特別の場合を除き居室の変更はできません
- ハ、居室内の備品が故障した時には、速やかに事務所に申し出てください

7、食事

- イ、食事時間は概ね次の通りになります

朝食	午前8：00～午前9：00
昼食	午後0：00～午後1：00
夕食	午後6：00～午後7：00

- ロ、食事はセルフサービスで、原則として食堂で行います

- ハ、病気等やむを得ず食堂で食事がとれない場合には自室でとることもできますので職員に申し出てください

- ニ、外食・外泊のために食事が不要になるときは、

朝食	前日の17：15まで
昼・夕	当日の9：00までに、職員に申し出てください

8、入浴

イ、入浴時間

午前10時から午後8時まで（毎日）

ロ、入浴時には次のことはしないようにしてください

⇒浴槽内にタオルを持ち込むこと

⇒浴槽で洗濯すること

⇒浴槽で汚物を流すこと

9、洗濯

イ、共同洗濯室（洗濯機、乾燥機設置）をご利用ください

ロ、早朝、夜間等お互いの迷惑となる時間帯の利用はさけてください

利用時間（7：00～16：00）

10、電話

イ、電話の利用は自由にできますが、電話代は個別に請求致します

ロ、施設内での通話（内線）は無料ですが、長時間の使用はしないでください

《保健環境衛生について》

1、居室の清掃、布団の乾燥、下着類の洗濯など常に清潔を心がけ、施設内外の清掃、除草など環境美化にご協力してください

2、日頃から自分の健康には十分留意し、以上を認めたときには速やかに申し出てください

3、年一回健康診断を実施します（自己負担です）

4、入院加療を必要とする方には、その措置を講ずるとともに療養に専念していただきます

5、入院期間が3ヶ月以上の長期に及ぶときでも、利用者の希望によって引き続き在所を認めます

6、ゴミ、不用品は指定の日・場所以外に捨てないでください

※ゴミの処理方法は別紙を参照してください

《防災等について》

1、寝たタバコの禁止等火災防止に十分考慮し、施設で実施する防火訓練や避難訓練には積極的に参加してください

2、所定の器具及び指定の場所以外での火気の取り扱いは一切しないでください

3、タバコの不始末、コンロ、コタツ、アイロン、テレビ等の消し忘れをしないでください

4、急病若しくは、火災などの非常事態が発生した場合には、直ちに職員に連絡してください

5、火災発生の場合、職員の指示に従いあらかじめ指定された経路に従って退避してください

6、火災発生の場合には、エレベーターの使用はできません

7、電気こたつの使用は許可いたしますが、ストーブ、火鉢は持ち込めません

（電気毛布、カーペットを持ち込まれますときにはご相談ください）

8、貴重品などを紛失したり、盗まれたりすることのないように、その保管には十分注意してください

9、保険証、医療受給者証、健康手帳など病院に受診する際の必要なものは一括して分かりやすい目立つ場所に置いておいてください

10、立ち入りについて、緊急やむを得ない場合に、職員が居室内に立ち入ることがありますのでご了承ください

《入退居について》

- 1、 都合により退居しようとする時は、1ヶ月前に届けでてください
- 2、 次のような場合には意に反して退居していただくことがあります
 - イ、 不正又は偽りの行為によって入居したとき
 - ロ、 正当な理由がなく、利用料を滞納したとき
 - ハ、 伝染病疾患、精神的疾患等で共同生活が不適当となったとき
 - ニ、 日常生活が自立できず介助が必要となったとき
 - ホ、 金銭管理、各種サービスの利用について自分で判断出来なくなったとき
 - ヘ、 その他、入居契約に違反したとき

《その他》

- 1、 便所は水洗のため、トイレットペーパー以外の物は一切流さないでください
- 2、 相談ごと、心配ごとのあるときは、気軽に申し出てください
- 3、 身元保証人の変更等、入居申請書類記載事項の変更があったときは直ちに届けを出して下さい
- 4、 地域住民の人たち、或いは施設の人たちとは挨拶を交わすなど、平和な環境が保たれるよう努めてください